

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人フォイボス
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年9月25日、26日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- 役員及び評議員の選任について、法令及び定款に基づき適切に行うこと。
- 理事会及び評議員会の議事録について、正確に作成し、主たる事務所に備えおくこと。
- 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員及び役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない者がいた。</p> <p>については、評議員及び役員の候補者本人から、重任の者からも履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、法第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	
2	<p>評議員及び役員の選任等に関する書類について、次のような不備が見受けられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 評議員及び役員候補者誓約書について、作成日付等の記載がされていなかった。 ② 評議員及び役員候補者の履歴書について、作成日付等の記載がされていなかった。 <p>については、役員の選任等に関する書類について、選任の要件が客観的に確認できるよう適切な取扱いを行うこと。</p> <p>(法第39条及び第44条第4項、第5項、審査基準第3の2(2)、3(2)、4(2))</p>	
3	<p>役員及び評議員の就任承諾書について「徴していない」あるいは「徴していても承諾年月日が空欄のもの」が見受けられた。</p> <p>については、役員及び評議員と法人の関係は、委任の規定に従うことから、就任を承諾した日を記載した就任承諾書を必ず全員から徴すること。</p> <p>(法第38条)</p>	

4	<p>令和7年6月26日開催の令和7年度定時評議員会について、理事会において評議員会の場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会の日時のほか、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、規則第2条の12)</p>	
5	<p>評議員会及び評議員会の議事録について、次のような不備があった。</p> <p>＜評議員会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 評議員を委員と記載されていた。 ② 令和7年度定時評議員会において、「理事・監事の承認について」と記載すべきところ「評議員の承認について」と記載されていた。 ③ 令和7年度定時評議員会において、出席した監事の氏名が記載されていなかった。 <p>＜理事会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和7年6月26日に開催された令和7年度第2回議事録について、出席した理事について、同日開催された評議員会で選任された新しい理事が出席したにもかかわらず、選任前の古い理事の氏名が記載されており、また、議事録署名人も古い理事のままであった。 ② 令和7年6月5日に開催された令和7年度第1回理事会議事録の氏名欄について、上から紙を貼って修正されていた。 ③ 令和7年6月5日に開催された令和7年度第1回理事会について、議案書に記載されている議題のうち、施設・整備等積立金の取崩及び経理規程の改正に関する議案について、議事録に審議したことが記載されていなかった。 <p>ついては、評議員会及び理事会の議事録は、対外的に法人の意思決定の経過、議事内容を示す唯一のものであるため、正確に作成すること。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘しており、改善されていないので、必ず改善するとともに、理事会及び評議員会の議事録は法人の主たる事務所に備え置くこととなっているが、主たる事務所に備え置かれていないので、備え置くこと。</p> <p>(法第45条の11、第45条の14、第45条の15) (規則第2条の15、第2条の17) (定款第14条、第27条)</p>	

6	<p>評議員について、令和6年度の評議員会及び令和7年度第1回評議員会を欠席していた者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1 (3))</p>	
7	<p>評議員会を招集する場合は、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に対して通知を発しなければならないところ、1週間（中7日間）以上前までに通知を発していなかつた。</p> <p>については、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に通知を発すること。</p> <p>なお、電磁的方法により通知する場合には、評議員の承諾を得なければならぬことを申し添える。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条)</p>	
8	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかつた。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	
9	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前（中7日間）までに各理事及び監事に対して通知を発しなければならないところ、通知を発していなかつた。</p> <p>については、理事会の日の1週間前（中7日間）までに各理事及び監事の全員に通知を発すること。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項)</p>	
10	<p>理事及び監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会において定める必要があるが、貴法人の役員等の報酬に関する規程又は評議員会の決議では確認できず、理事及び監事に支給する報酬等の総額が特定できない状態であった。</p> <p>については、再度、評議員会において理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めるとともに、</p>	

	<p>報酬等の支給方法及び支給形態に関する事項が定められていなかったので、定めること。</p> <p>なお、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲を分けて規定すること。</p> <p>(法第45条の16第4項によって準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項によって準用される一般法人法第105条) (法45条の35) (規則第2条の42)</p>							
11	<p>附属明細書について、以下のような状況が見受けられた。</p> <p>① 引当金明細書及びサービス区分間繰入明細書について、令和6年度決算に関する理事会の議案書に添付されていなかった。</p> <p>② 積立金・積立資産明細書に当期増加額が記載されているにもかかわらず、資金収支計算書に、施設整備等積立金支出が計上されていなかった。</p> <p>については、附属明細書は、計算書類と併せて理事会の承認を受けるとともに、作成の際、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(法第45条の28第3項) (会計省令第2条) (運用上の取扱い26)</p>							
12	<p>「里久の里拠点区分」の計算関係書類について、資金収支計算書の受取利息配当金収入の金額と事業活動計算書の受取利息配当金収益の金額が一致していなかった。</p> <p>受取利息配当金収入 5,197円 受取利息配当金収益 11,139円</p> <p>については、計算書類間の整合性を図ること。</p> <p>(会計省令第2条)</p>							
13	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、予算計上しないまま支出している状況が見受けられた。</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>予算額(A)</th> <th>決算額(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金借入金元金 償還支出</td> <td>0</td> <td>5,744,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項2(2)) (経理規程第21条)</p>	科目	予算額(A)	決算額(B)	設備資金借入金元金 償還支出	0	5,744,000	
科目	予算額(A)	決算額(B)						
設備資金借入金元金 償還支出	0	5,744,000						
14	<p>施設整備等積立金に係る勘定科目について、計算書類と附属明細書において名称が統一されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人単位貸借対照表：設備等整備積立金、設備等整備積立資産 							

	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分資金収支計算書：設備等整備積立資産取崩収入 ・積立金・積立資産明細書：設備等整備積立金、施設整備等積立資産 <p>については、積立金の名称は、適切な勘定科目を用いて、計算書類間並びに計算書類及び附属明細書の間で整合性を図ること。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(運営費局長通知3 (2))</p>	
15	<p>令和6年度の施設・整備等積立金11,000,000円の目的外取崩について、令和7年6月5日の第1回理事会で事後承認を受けるため第4号議案として提案しているが、取崩理由を明確にした上で理事会に諮らなければならないにもかかわらず、「運営資金不足のため」という理由で取り崩していた。</p> <p>については、積立金を目的外に使用する場合は、事前に理事会において具体的な使用目的、取り崩す金額、時期等を十分に審査の上、法人の経営上やむを得ないものとして承認を受けた場合に使用できることものであることから、事前に具体的な内容で理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、本件は前回も口頭指摘しており、必ず改善すること。</p> <p>(運営費局長通知3 (2)) (鳥取県長寿社会課長通知)</p>	
16	<p>登記事項の変更登記について、次のとおり行われていなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 理事長の変更（重任）（令和5年度、令和7年度改選） ② 資産の総額（令和5年度、令和6年度決算分） <p>については、理事長の変更登記は変更から2週間以内に、資産の総額の変更登記は会計年度終了後3か月以内（毎年度6月末日まで）に行うこと。</p> <p>(組合等登記令第3条第1項及び第3項) (法第29条)</p>	